

令和6年度第2回献血推進調査会の概要について

【献血推進調査会 当日資料】

- ・資料1-1 令和七年度の献血の推進に関する計画を定める件（案）について（概要） ..1
- ・資料1-2 令和7年度の献血の推進に関する計画（案） 4
- ・資料2-1 岐阜県の献血者確保の取組み（参考人提出資料） 18
- ・資料2-2 三菱重工グループにおける献血推進活動（参考人提出資料） 28
- ・資料3 「献血推進2025」の期間延長について..... 50
- ・資料3 別紙「献血推進2025」の中間評価について
（令和6年度第1回献血推進調査会資料2-2より） 51
- ・資料4 令和6年度上半期モニタリング結果について..... 54
- ・参考資料1 献血血液の確保対策事業..... 57
- ・参考資料2 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
..... 58

令和6年10月
厚生労働省医薬局
血液対策課

令和七年度の献血の推進に関する計画を 定める件（案）について（概要）

1. 制定の趣旨

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。
- 今般、令和7年度の献血推進計画を定めるもの。

2. 告示案の概要

- 法第10条第2項の規定に基づき、献血推進計画において、次に掲げる事項について定めることとされている。
 - 第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - 第2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 第3 その他献血の推進に関する重要事項
- 上記の事項について、令和5年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和7年度の献血推進計画を定めることとする。なお、令和6年度の献血推進計画からの主な変更点として、上記第2の事項に関し、採血事業者が行う、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うための取組が、ライフスタイルの多様化に対応するための取組であることを明確化することとする。

3. 根拠条項

- 法第10条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第5項

4. 施行期日等

- 告示日：令和7年2月下旬（予定）
- 適用期日：令和7年4月1日

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（抄）

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤(用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。)についての中期的な需給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

3 採血事業者及び血液製剤(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(案)

令和7年度の献血の推進に 関する計画

令和7年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1	献血の推進に際し、考慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3) 採血基準の在り方の検討	
	(4) まれな血液型の血液の確保	
	(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応・・	6
3	災害時等における献血の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価・・・・・・・・	6

令和7年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和7年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和7年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 万リットル、血漿^{しょう}製剤 万リットル、血小板製剤 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和7年度には、全血採血による 万リットル及び成分採血による 万リットル（血漿^{しょう}成分採血 万リットル及び血小板成分採血 万リットル）の計 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和5年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和7年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿^{しょう}分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商

工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、宮城県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤^{しょうぶんわせいざい}について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の

一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 国は、小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組を行う。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減す

ることはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和 8 年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和7年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和7年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤__万リットル、血漿^{しょう}製剤__万リットル、血小板製剤__万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和7年度には、全血採血による__万リットル及び成分採血による__万リットル（血漿^{しょう}成分採血__万リットル及び血小板成分採血__万リットル）の計__万リットルの血液を献血により確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和6年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52 万リットル、血漿^{しょう}製剤 25 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和6年度には、全血採血による 135 万リットル及び成分採血による 87 万リットル（血漿^{しょう}成分採血 56 万リットル及び血小板成分採血 31 万リットル）の計 222 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和5年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和7年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、宮城県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が 	<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和4年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和6年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、岐阜県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
<p>確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。</p> <p>(ウ) 複数回献血の推進 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、<u>献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</u> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発 (I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組を行う。</u> <p>(2) 採血所の環境整備等 イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、<u>ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏ま</u> 	<p>血への協力を呼びかける。</p> <p>(ウ) 複数回献血の推進 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。 <p>イ 若年層を対象とした普及啓発 (I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行う。</u> <p>(2) 採血所の環境整備等 イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、<u>立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スパー</u>

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
<p data-bbox="347 292 1102 411">えた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。</p> <p data-bbox="147 467 757 499">第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p data-bbox="185 552 918 584">4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul data-bbox="224 603 1102 842" style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和8年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 	<p data-bbox="1328 292 2069 371">スの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。</p> <p data-bbox="1131 467 1740 499">第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p data-bbox="1169 552 1901 584">4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul data-bbox="1207 603 2085 842" style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和7年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。



岐阜県の 献血者確保の取組み

はじめに

- 岐阜県は、国土のほぼ中央に位置しており、全国では数少ない内陸県のひとつ。県庁所在地である岐阜市を起点にすると、岐阜から名古屋へ東海道線で約20分、岐阜羽島から東京へ新幹線で約2時間、大阪へは約1時間と日本の三大都市に近く、便利な位置にある。
- 岐阜県の献血者数は年々減少しており、特に10代から30代までの献血者数が、平成26年度の約2万8千人に対して、令和5年度が約1万9千人と約9千人（約30%）減少している。このため、将来にわたり血液製剤を安定的に確保できるよう、県、市町村、血液センター及び関係機関が連携して若年層の献血推進に取り組むことが必要である。
- 令和4年度から、「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」により10代から30代の若年層を対象とした普及啓発を強化しており、その取組みを紹介する。

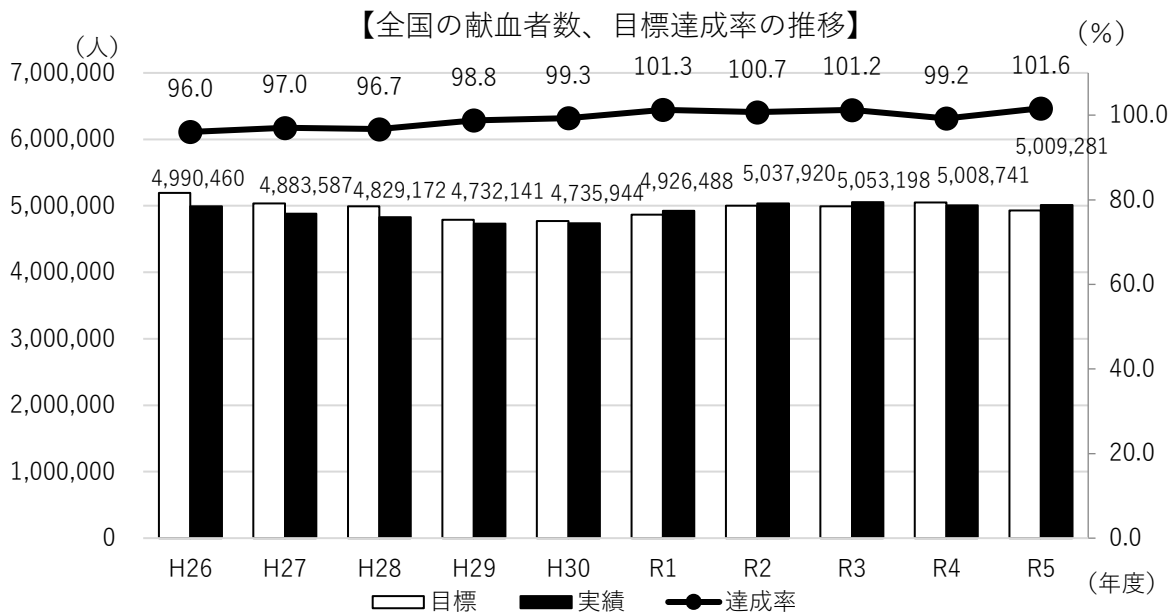
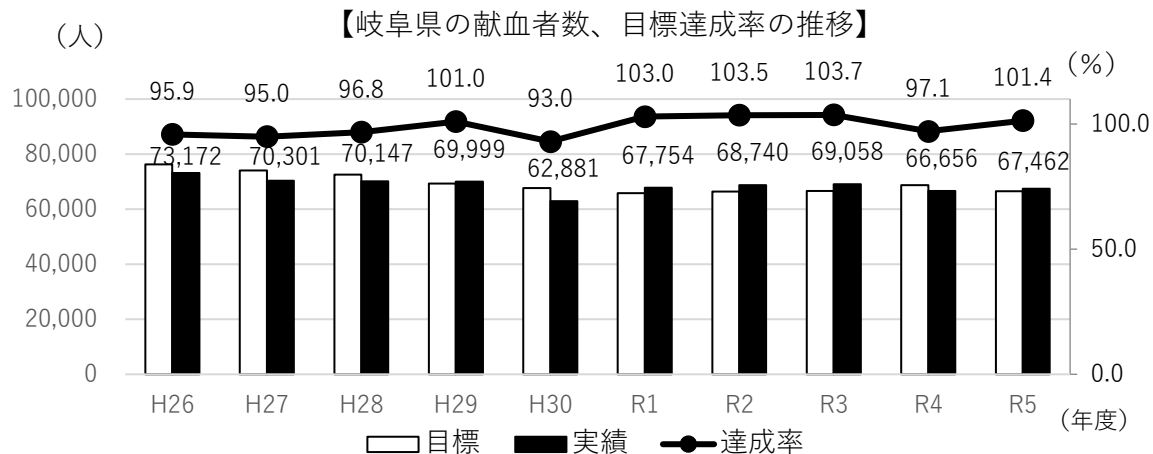


(CC-BY)

岐阜県公式ホームページより抜粋

岐阜県の献血状況

本県の献血者数は、平成26年度の73,172人に対して、令和5年度が67,462人と10年で5,710人（7.8%）減少している。



【岐阜県内で献血ができる場所】

- あかなべ献血ルーム（岐阜市茜部中島2-10）
- 岐阜献血ルーム アクティブG
（岐阜市橋本町1-10-1 JR岐阜駅アクティブG）
令和5年3月に、名鉄岐阜駅前にあった「新岐阜献血ルーム」が閉所し、JR岐阜駅隣接アクティブGの2階に「岐阜献血ルーム アクティブG」が新たに開所した。



- 献血バス
県内の市町村の施設・ショッピングモール等、様々な場所を巡回している。

《定期的に献血バスを配車する会場》

所在地	実施場所	曜日
岐阜市	マーサ21	第3日曜日
大垣市	アクアウォーク大垣	毎月1回
土岐市	イオンモール土岐	毎月1回

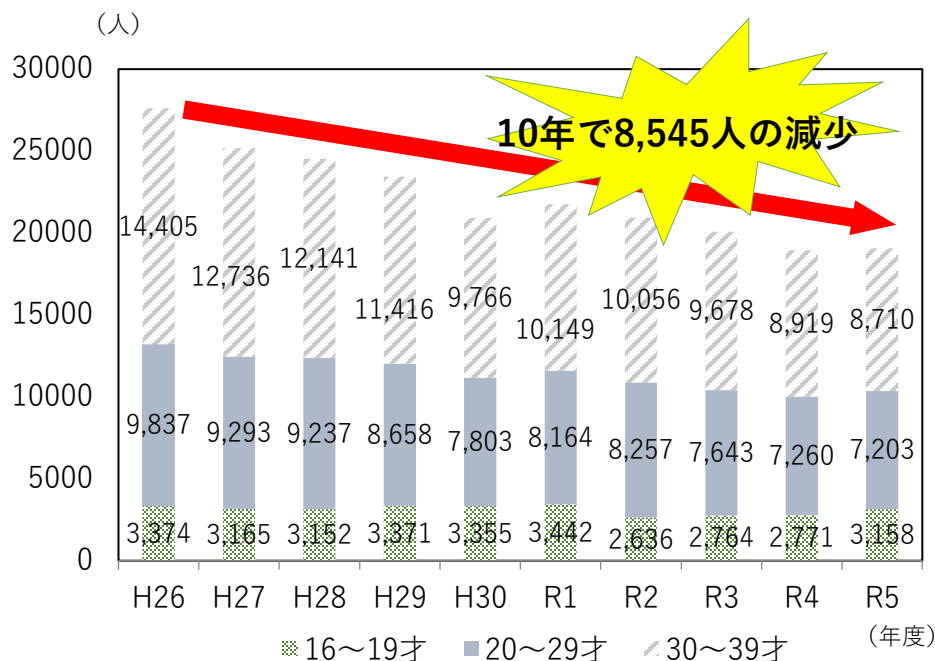
若年層の献血状況

献血者数全体に占める10代から30代の献血者数の割合が、平成26年度の約4割（37.7%）から令和3年度には3割を下回り、令和5年度には28.3%にまで減少している。

一方で40代から60代の献血者数が増加傾向にあり、令和3年度に7割を超え、令和5年度には71.7%とまで増加しており、血液の確保が40代以上の方に支えられている状況である。

献血できる年齢の上限が69歳であることを踏まえると、10年後、20年後には、現在の40代以上の多くの方が献血することが出来なくなり、このまま10代から30代の若年層献血者の減少が続けば、将来的に必要な血液を確保できなくなることが懸念される。

【10～30代の年代別献血者数（岐阜県）】



	総献血者数 (人)	献血者の うち 10～30代 (人)	全体に 占める 割合	献血者の うち 40～60代 (人)	全体に 占める 割合
H 2 6	73,172	27,616	37.7%	45,556	62.3%
H 2 7	70,301	25,194	35.8%	45,107	64.2%
H 2 8	70,147	24,530	35.0%	45,617	65.0%
H 2 9	69,999	23,445	33.5%	46,554	66.5%
H 3 0	62,881	20,924	33.3%	41,957	66.7%
R 1	67,754	21,755	32.1%	45,999	67.9%
R 2	68,740	20,949	30.5%	47,791	69.5%
R 3	69,058	20,085	29.1%	48,973	70.9%
R 4	66,656	18,950	28.4%	47,706	71.6%
R 5	67,462	19,071	28.3%	48,391	71.7%
対H26 増減	▲5,710	▲8,545 (▲30.9%)	-	+2,835 (+6.2%)	-

「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」の取組み

学生と連携した献血啓発

○ 岐阜県学生献血ボランティア

令和6年9月末時点で、365人（大学生328人、高校生37人）と6団体が登録

（参考：令和6年3月末時点で、404人（大学生347人、高校生57人）と5団体が登録）



- ・献血会場での呼びかけ活動に参加
- ・学生献血ボランティア集会へ参加し、学生主催のキャンペーンについて企画・意見交換、資材製作を実施（毎月第一土曜日）
- ・県の献血啓発イベントの運営に参加
- ・インスタグラムアカウントで献血情報や健康管理に関する記事を投稿



献血会場に大学生が運営するキッチンカーを設置し、献血者に対して学生が考案した鉄分豊富なお菓子やドリンク等を提供

gifu_mirai_kenketu



265 投稿 1,632 フォロワー 52 フォロー中

未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ【岐阜県公式】

公共・行政サービス

「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」が始動しました！
10代から30代のみなさん、献血を「自分ごと」として考えてみませんか。

「#未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」をつけて一緒に盛り上げよう！

学生献血ボランティアも募集しています！

gifu-mirai-kenketsu.pref.gifu.lg.jp

学生から原稿提供された記事をInstagramの県公式アカウントで紹介

焼肉ピビンバ丼のレシピ

【材料（1人分）】

・豚バラ肉	50g	・小松菜	30g
・キムチ	25g	・もやし	30g
・ニンニク	2g	・にんじん	25g
・酒	7g	・塩	0.5g
・しょうゆ	9g	・しょうゆ	3g
・みりん	9g	・ごま油	2g
・砂糖	3g	・ごま	2g
		・ねぎ	2g

【作り方】

- ①豚バラ肉は3cm幅に、にんじんと小松菜やすしい大きさに切る。
- ②油にお湯を沸かし、もやしを茹で、焼いた松菜を茹でる。
- ③②の粗熱がとれたら、塩、しょうゆ、ごま油を加えて炒める。
- ④フライパンで、豚バラ肉を中火で炒めながら、酒とキムチを入れ、強火で焼く。
- ⑤ご飯に③と④をのせ、ごまをふり、ねぎをのせ。



「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」の取組み

タレントを起用した献血啓発

岐阜県出身「堀未央奈」さんを起用した献血PRを7月から開始

- ・2013年に乃木坂46に加入。センターを務める。2021年3月に卒業し、現在はタレントとしてマルチに活動中。
- ・2019年に日本赤十字社「みんなの献血」イメージキャラクターの一人として献血を呼びかけた。
- ・インスタグラムのフォロワーは約60万人。20代～30代がフォロワーの8割を占める。

○ポスターなどの広告掲出



○駅利用者などへの認知獲得のための広告展開

- ・JR東海在来線車内中吊り広告
 - ・JR岐阜駅構内にポスター、フラッグバナー
 - ・駅改札へのステッカー
- 高校、大学、専門学校、献血サポーター企業・団体等
約500機関にポスターを送付

○オリジナルグッズの配布



県内の献血会場限定で、10～30代の献血者に対してオリジナルグッズを配布
※7月から配布開始。
→10代の献血者数が、前月比で212%増加

人気イラストレーターヨシフクホノカさんが描いた堀未央奈さんのオリジナルステッカー

○啓発イベントの開催



【概要】

日時 令和6年6月4日 13:30～14:45
場所 東海学院大学 図書館大ホール
出席者 堀未央奈、県学生献血ボランティア

【結果】

- ・県の事業であることやタレントの話題性によりTV2番組で放映、新聞5誌へ掲載された。
 - ・WEBでも70記事以上に掲載され、広い露出に繋がった。
- ※9月、1月にショッピングモールで啓発イベント開催を企画
若年層に対し、更に献血への協力を呼びかける。

「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」の取組み

献血会場等でのイベント

○ショッピングモールで献血啓発イベントを開催

タレントのトークショーや献血に関するクイズ大会など、献血への理解促進につながるイベントを献血会場となるショッピングモールで実施。イベント運営（受付などの来場者対応）や献血の呼びかけ活動に県学生献血ボランティアが参加。



○「第60回献血運動推進全国大会」でのPRブース出展



【第60回献血運動推進全国大会】

日時 令和6年7月18日 13:20~15:40
場所 長良川国際会議場（岐阜市）

- ・令和4年度以降作成した県オリジナルグッズを展示、大型ビジョンではタレントの献血啓発SNS広告（4種）を放映。
- ・来場者配布用に県及び血液センター作成のリーフレットやチラシを配架。
- ・県内外から約1,500名が参加するイベントであることから、県公式Instagramの新規フォロワー獲得を目指し、県産品が当たるフォロワーキャンペーンも大会開催時期に合わせて実施。



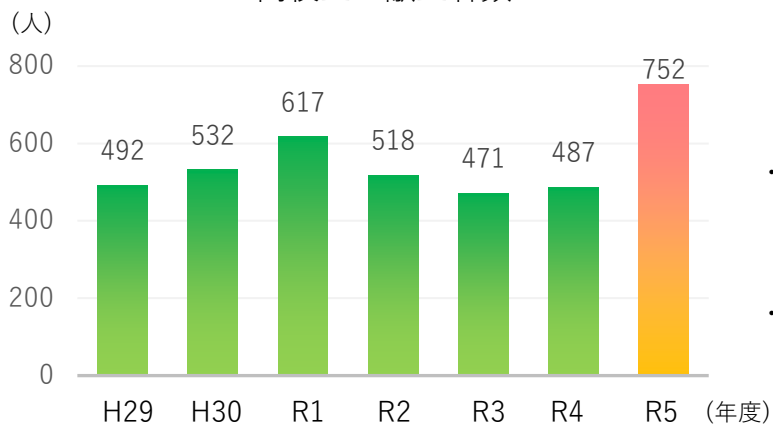
「未来へつなぐ献血プロジェクトぎふ」の取組み

県赤十字血液センター事業

○「献血で愛の花を咲かせよう」プロジェクト



岐阜献血ルーム アクティブGでの
高校生の献血者数



※令和5年3月までは旧・新岐阜献血ルームでの献血者数

- ・ JR岐阜駅直結の商業施設・アクティブG内にある「岐阜献血ルーム アクティブG」では、平成29年から「献血で愛の花を咲かせよう」プロジェクトを継続。
- ・ 高校生が献血した時に自分の学校の木(台紙)に花型のシールを貼ることで、高校生の献血実績を可視化。
- ・ 電車通学する学生が立ち寄りやすい立地の献血ルームで、令和5年度の高校生の献血者数が増加。

○ちいくけんけつ「血育かるた」セミナー



東海北陸ブロック血液センターの若手職員を中心に制作された献血啓発用のかるたを使って、地元小学生を対象に献血セミナーを開催。

○若年がん啓発イベントへの参加

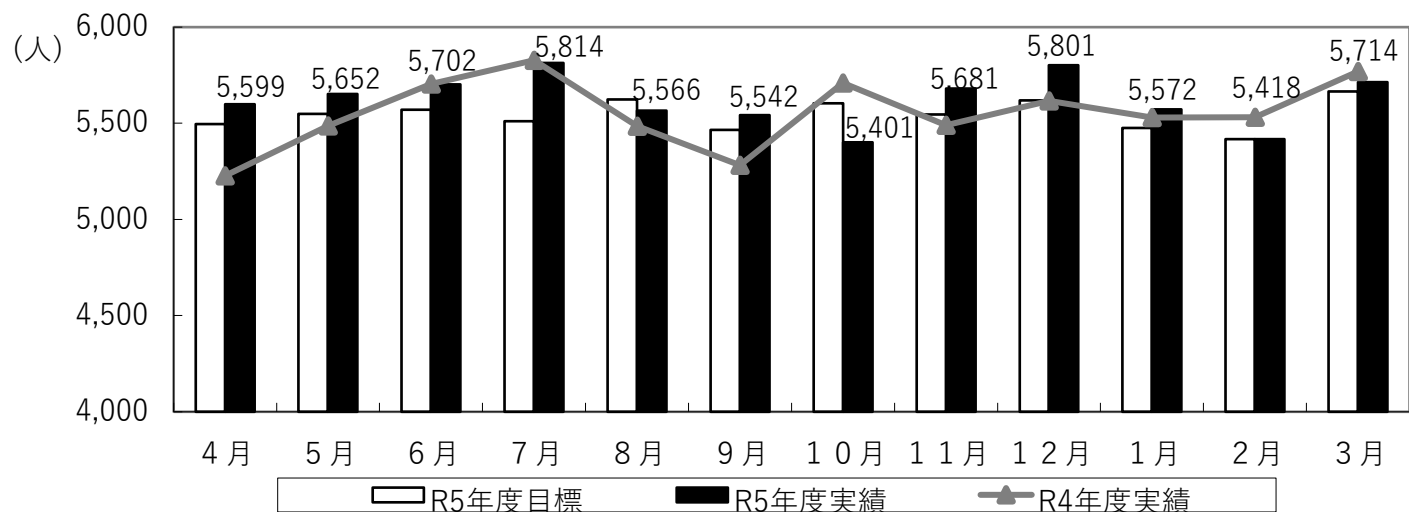


医療機関が企画運営する「AYA WEEK 2024 GIFU」に学生が参加し、AYA世代医療に携わる医療関係者との交流を図り、血液が必要とされる医療の場について学んだ。

令和5年度献血実績

令和4年度と比較して、献血者数は若干上回り（66,656→67,462人、+806人・101.2%）、そのうち10～30代の若年層の献血者数も昨年度を上回った（18,950→19,071人、+121人・100.6%）。

JR岐阜駅へのポスター掲出、SNS等を活用した広告の配信、10～30代の献血者を対象にタレントを起用した献血啓発の取組みが献血者数の増加につながったと考える。



【月別の献血者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5実績	5,599	5,652	5,702	5,814	5,566	5,542	5,401	5,681	5,801	5,572	5,418	5,714	67,462
R5目標	5,496	5,549	5,571	5,511	5,623	5,465	5,603	5,545	5,618	5,476	5,417	5,666	66,540
達成率	101.9%	101.9%	102.4%	105.5%	99.0%	101.4%	96.4%	102.5%	103.3%	101.8%	100.0%	100.8%	101.4%
R4実績	5,227	5,486	5,704	5,828	5,484	5,282	5,710	5,489	5,617	5,529	5,531	5,769	66,656
対前年比	107.1%	103.0%	100.0%	99.8%	101.5%	104.9%	94.6%	103.5%	103.3%	100.8%	98.0%	99.0%	101.2%

【10～30代の献血者数】

R5実績	1,579	1,661	1,655	1,804	1,542	1,525	1,528	1,642	1,658	1,505	1,441	1,531	19,071
R4実績	1,557	1,539	1,606	1,859	1,516	1,416	1,661	1,604	1,604	1,445	1,512	1,631	18,950
対前年比	101.4%	107.9%	103.1%	97.0%	101.7%	107.7%	92.0%	102.4%	103.4%	104.2%	95.3%	93.8%	100.6%

おわりに

- 「第60回献血運動推進全国大会」では、日本赤十字社名誉副総裁である秋篠宮皇嗣妃殿下のご臨席のもと、献血功労者の表彰や、輸血治療を受けた方のご家族による体験発表等により、献血の重要性を改めて発信したところ。
- 今後は、これまで高校生や大学生を対象に行っていた献血セミナーを小中学校でも開催するほか、大型商業施設での啓発イベントを継続するなど、引き続き、若年層に対して重点的に献血を促す取組みを進めていく。



三菱重エグループにおける献血推進活動

1. 会社概要
2. 三菱重エグループ「CSR行動指針」
3. 三菱重エグループ献血の歩み
4. 取組み状況
5. グループポータルを活用した推進

■社名	三菱重工業株式会社 Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.	創業140年
■創立年月日	1884年（明治17年）7月7日	
■本社所在地	<丸の内> 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 <田町> 東京都港区芝五丁目33番11号	 1885（明治18）年当時の長崎造船所（鮎ノ浦機械工場）
■取締役社長 CEO	泉澤 清次（いずみさわ せいじ）	
■資本金	2,656億円（2024年3月31日現在）	
■社員数	連結：77,697名（2024年3月31日時点）	
	単独：22,538名（2024年3月31日時点）	

■ 当社のあゆみ

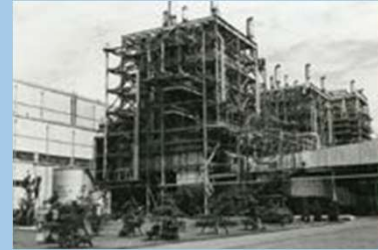
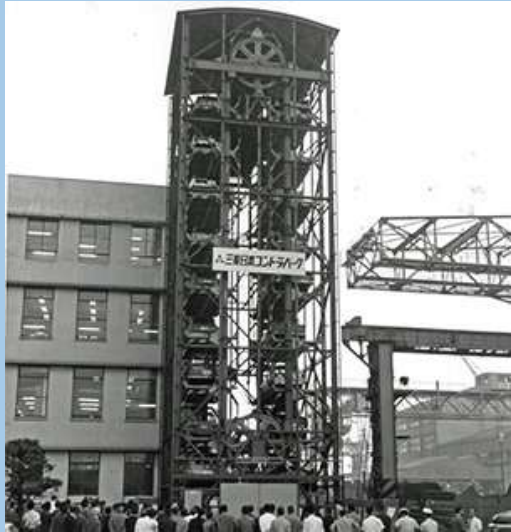


1884~1945



造船業をベースに輸送インフラを手がける

■ 当社のあゆみ



1884~1945

1946~1973

戦後復興、経済成長を支える

■ 当社のあゆみ



1884~1945

1946~1973

1974~1990

陸・海・空、そして宇宙へと開発を広げる

■ 当社のあゆみ



1884~1945

1946~1973

1974~1990

1990~

▶▶ 総合インフラ企業として、持続可能な社会を支える

■ 事業領域



連結売上収益 2023年度（実績）

46,571 億円

■ エナジー	37.8%
■ プラント・インフラ	17.1%
■ 物流・冷熱・ドライブシステム	28.2%
■ 航空・防衛・宇宙	17.0%

エナジー

- ・火力発電システム
- ・原子力発電システム
- ・コンプレッサ
- ・航空エンジン
- ・船用機械、他



プラント・インフラ

- ・商船
- ・エンジニアリング
- ・環境設備
- ・製鉄機械
- ・機械システム、他



物流・冷熱・ドライブシステム

- ・物流機器
- ・エンジン
- ・ターボチャージャ
- ・冷熱製品
- ・カーエアコン、他

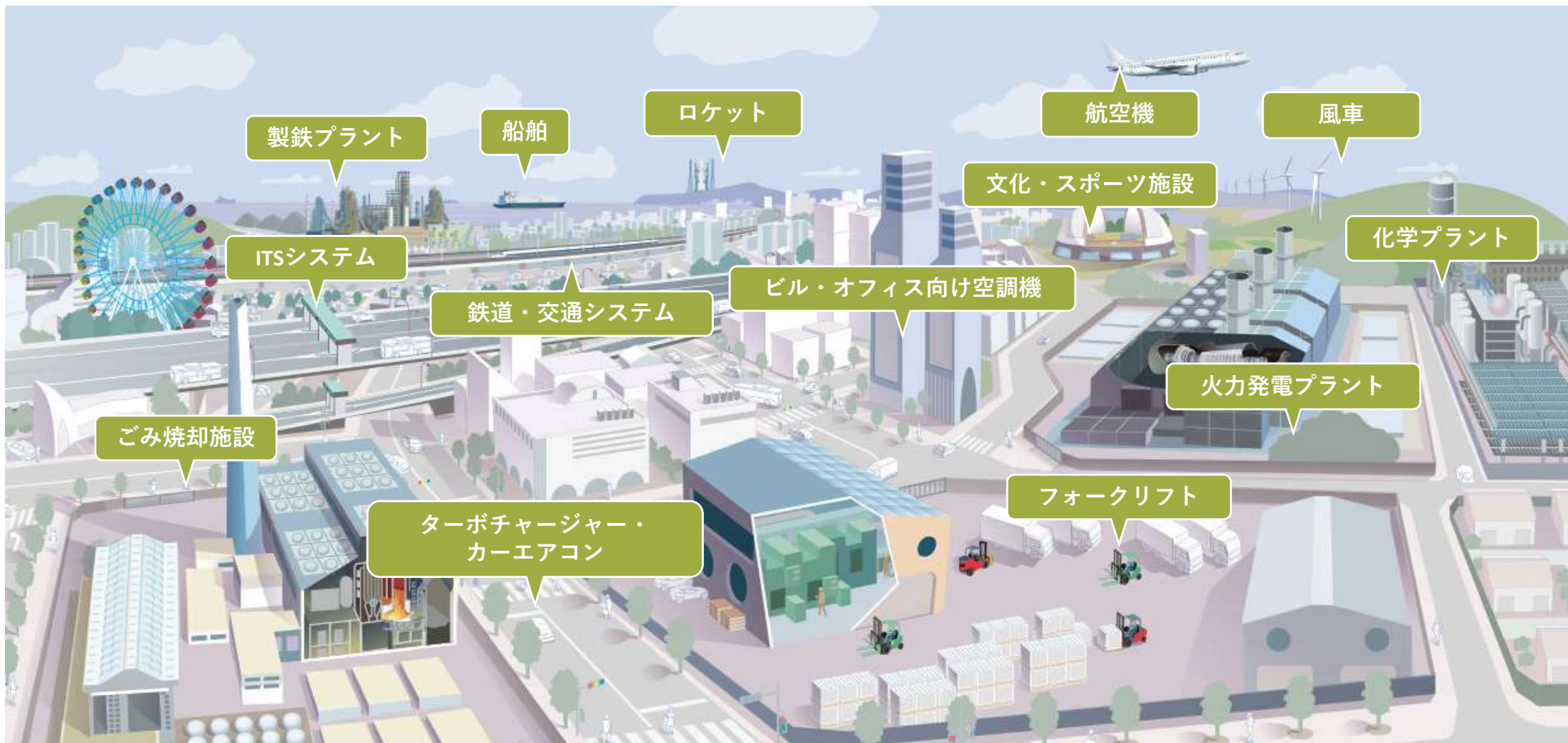


航空・防衛・宇宙

- ・民間航空機
- ・防衛航空機
- ・飛しょう体
- ・艦艇
- ・特殊車両
- ・特殊機械（魚雷）
- ・宇宙機器、他



■街のこんなところにも…



■ グローバルビジネスのスケール



連結売上収益

4兆6571億円



海外グループ会社数
(連結)

192社



国内グループ会社数

68社



連結従業員数

77,697人



海外売上収益率

58%

国内事業所一覧



■ 社是

- 一、顧客第一の信念に徹し、社業を通じて**社会の進歩に貢献する**
- 一、誠実を旨とし、和を重んじて公私の別を明らかにする
- 一、世界的視野に立ち、経営の革新と技術の開発に努める



■ グループミッション

長い歴史の中で培われた技術に最先端の知見を取り入れ、
変化する社会課題の解決に挑み、人々の豊かな暮らしを実現する

■ CSR 行動指針 ■

わたしたちは、この地球にたしかな未来を実現するために、

地球との絆

緑あふれる地球を環境技術と環境意識で守ります。

例) 森林保全・清掃、種子島アカウミガメ保全調査活動



社会との絆

積極的な社会参画と、誠実な行動により、社会との信頼関係を築きます。

例) 開発途上国の飢餓と先進国の肥満解消を同時解決するプログラム(Table for Two)実施

次世代への架け橋

夢を実現する技術で、次世代を担う人の育成に貢献します。

例) 各部門の社員が講師となって理科・工作教室や中高生のキャリア教育

2024/7/18

「昭和天皇記念血液事業基金献血推進賞」受賞

61年間にわたり献血活動を推進

■1963年

三菱重エグループの国内事業所で献血事業協力を開始

■コロナ禍

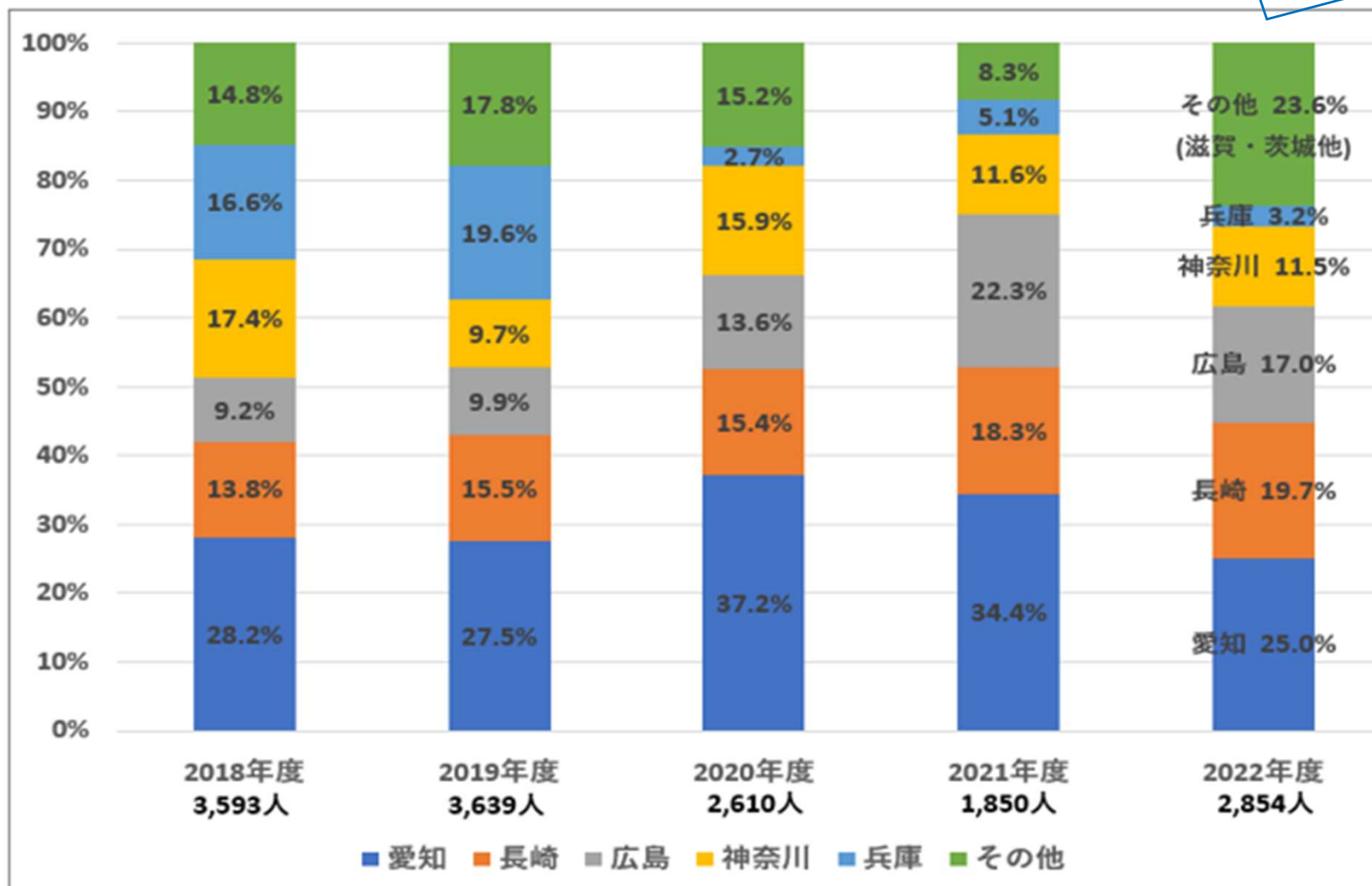
事前申し込み制の採用など、対策を講じながら献血活動を継続

■現在

年間平均約3,000人の三菱重エグループ員が献血に協力

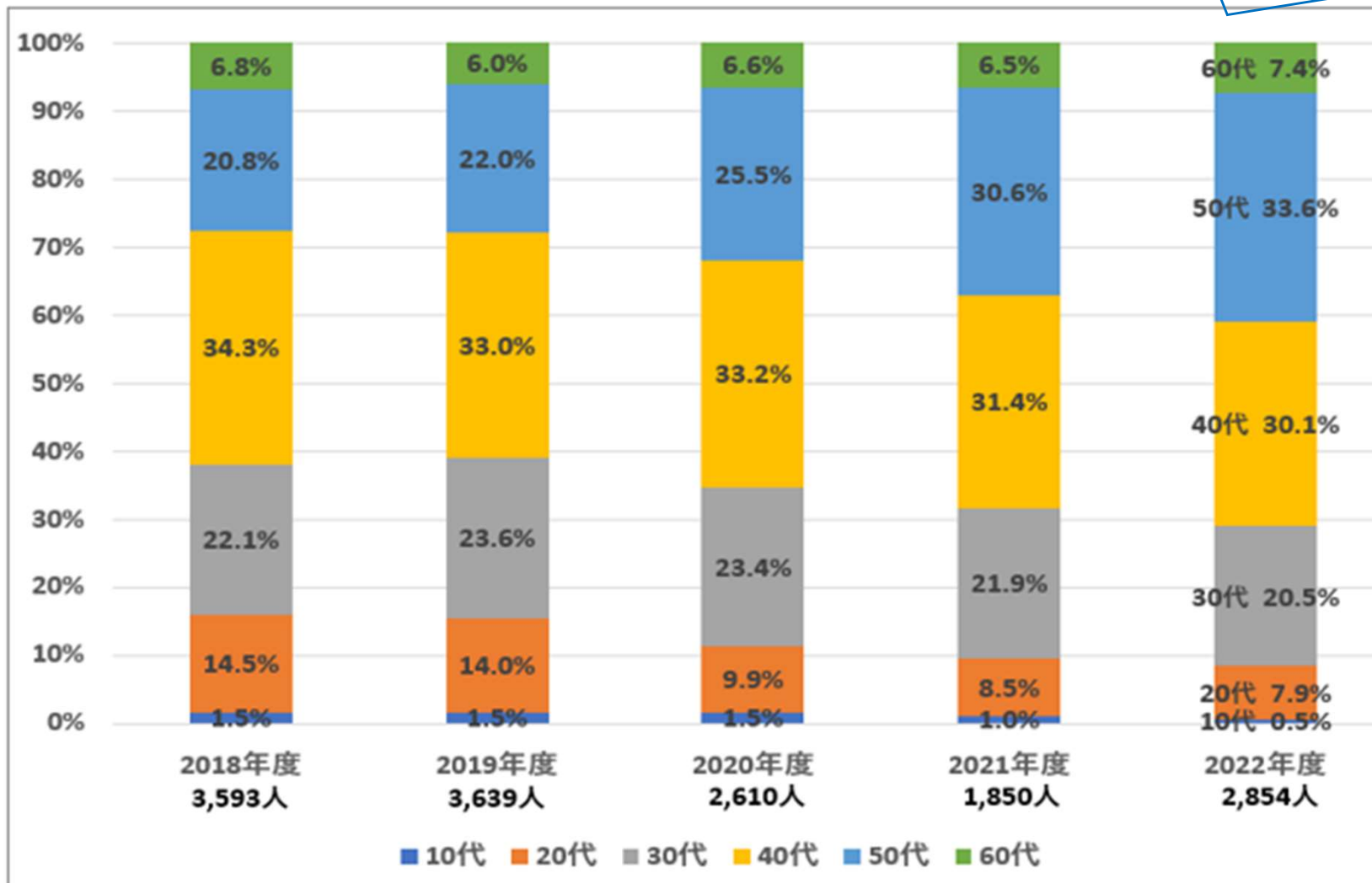
■献血者数の地区別（都道府県別）構成比率

最多は愛知県。以下長崎、広島、神奈川、兵庫と当社事業所所在の県が続く



■ 献血者数の年齢別構成比率

- ・ 直近2022年度では50代が最多
以下僅差で40代、30代と続く
- ・ 日赤の全国統計も同様の傾向



■長崎地区

「誰かの命を救いたい」という思いが皆さんを動かしている

- ・ 毎年のべ400人ほどが献血に協力
- ・ 各回で設定する献血者数目標達成のため、午前中の協力者が少ない時はメールで協力を呼びかけ →午後には多くの方が献血車の前に足を運んでくれる
- ・ 「協力しようね」と社員同士が声をかけ合う職場風土が築かれている
- ・ 体重制限や事前の血液検査で基準に満たず献血できなかった方から「献血に貢献できなかった」と申し訳なさそうな声が聞かれる

<献血を促す看板>



<本館ビル前の献血バス>



■ 高砂地区

「事前申し込み制」で効率的な献血活動を推進

- ・ コロナ禍を機に事前申し込み制を採用し、協力者間の距離を確保しながら活動を継続
- ・ 事前申し込み制による効果
 - 献血者数を把握し、協力者が少ない場合は追加募集など対策を実施
 - 時間を指定することで、待ち時間削減や離席時間を短縮

<献血の順番を待つ皆さん>



<構内に訪れた献血バス>



■ 下関地区

社内広報で積極的参加を呼びかけ

発行元 総務第五G 2024.07.05.

Shimosen Information
>>> 第一回献血実施
江浦工場勤務者40名が参加

6月25日、江浦工場にて日本赤十字社による第一回目の集団献血が実施され、今回の献血対象である江浦工場勤務者のうち40名が参加しました。

下関市献血推進協議会の協力要請により、例年1回でしたが、**本年度より2回**協力することになりました。

昨今の社会問題でもある「輸血不足」の解消を一步步前進させるため、第二回の献血も一人でも多くの方のご協力をよろしくお願いいたします。

献血参加者数(下関造船所)

年	参加者数
2019	72
2020	30
2021	34
2022	53
2023	46
2024(第一回)	40

新型コロナウイルスの収束に伴い2022年に一度増加したものの年々参加者が減少しています

〈当日の流れ〉

① **受付**
 ・「献血のための問診」を受けます。
 当日の自分の体調や献血可能な状態かどうか医師と最終確認します。

② **献血**
 ・献血車へ移動し、看護師による説明のもと献血開始。

③ **終了**
 ・記念品等を受け取ることができます。
 ・献血後は少なくとも10分以上休憩してから帰りましょう！
 ～献血お疲れ様でした～

第二回献血実施について
 予定：12月中旬

＜構内に訪れた献血バス＞



＜献血中の様子＞



■ 献血協力の呼びかけ

The image shows two screenshots of the MHI Group Health Portal. The top screenshot shows the main navigation bar with the 'こんなときどうする' (What to do in such a case) menu item highlighted in a pink box. A pink arrow points from this box to a larger screenshot below. In the larger screenshot, the '献血に協力したい' (I want to cooperate with blood donation) menu item is also highlighted in a pink box. The main content area is divided into several columns with various health-related topics.

Top Screenshot (Navigation):

- Header: MHI GROUP 健幸ナビ
- Navigation: こんなときどうする (highlighted), 所属長ナビ, 健幸相談ナビ, Quick手続き
- Search: 保健スタッフ, スタッフ, 検索する
- Hero Image: MHIグループ健康経営

Bottom Screenshot (Content):

- Header: MHI GROUP 健幸ナビ
- Navigation: こんなときどうする (highlighted), 所属長ナビ, 健幸相談ナビ, Quick手続き
- Search: 保健スタッフ, スタッフ, 検索する
- Section: 最新情報・お知らせ
 - 2024/08/08 [スワンデレーター8月号 卒業応援川柳 優秀作品②](#)
 - 2024/08/01 [健幸メッセージ 原子力セグメント三牧セグメント長](#)
 - 2024/08/01 [健幸ニュース8月号 健診結果の活用が安全・健康の第一歩についてUP](#)
- Section: おすすめ教育資料・動画
 - 献血に協力したい (highlighted)
 - 方法について
 - 心身の健康について相談したい
 - ここからからだの健康相談窓口
 - 病気やケガで休むとき・再出勤するとき
 - 休業開始から再出勤まで
 - 傷病手当金を申請する（三菱重工健康保険組合）
 - 短時間勤務制度
 - 配下社員の休業開始から再出勤まで
 - ストレスチェックを受ける・受けたら
 - ストレスチェックとは
 - 現業部門向け実施方法について
 - 受検する・結果を見る・各種メンタルヘルス情報（アドバンテッジタフネス）
 - 職場改善事例を知る
 - 健康診断／人間ドックを受ける・受けたら
 - 健診結果
 - 人間ドック・施設健診予約
 - 人間ドック制度
 - 健診結果で要受診と言われたら
 - 健康診断運用/システムについて
 - 健康診断結果を見る（HM-neo）
 - 特定保健指導の案内が届いたら
 - 海外派遣が決まったら
 - 海外派遣者の方へ
 - 所属長の方へ
 - 受動喫煙防止対策・禁煙支援
 - 三菱重工グループ スモークフリー(Smoke-Free)プロジェクト
 - 禁煙にチャレンジしたい
 - 屋外喫煙所設置要領
 - 動画で気軽に学びたい
 - 期間限定！健康セミナー
 - がん予防
 - ストレッチ
 - メンタルヘルス
 - 人事情報をメンテナンスしたい
 - ヘルスゲート本番機
 - ヘルスゲートマニュアル
 - ヘルスゲートよくある質問

■献血協力の呼びかけ

MG MHI GROUP 健幸ナビ

十 新規



♥献血とは

献血とは、病気の治療や手術等に輸血を必要としている患者さんの尊い命を救うために、健康な人が自らの血液を無償で提供するボランティアです。16～69歳までの健康な方で下表の基準に該当する方が、献血に協力することが可能です。皆さまの思いやりで助かる命があります。全国の献血ルームや各拠点で実施する献血バスを利用し、献血にご協力下さい。

献血基準 献血について

採血の種類	献血容量		成分献血	
	200mL	400mL	血液	血小板
1回献血量	200mL	400mL	600mL以下 (献血容量の12%以下)	
年齢	16～69歳	男性17～69歳 女性18～69歳	18～69歳	男性18～69歳 女性18～54歳
	ただし、65～69歳の者は、60歳に達した日から65歳に達した日の前日まで年齢が経過してはならない。			
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男性50kg以上 女性45kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上	
	血圧値			
収縮血圧	90mmHg以上・160mmHg未満			
拡張血圧	50mmHg以上・110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上・100回/分以下			
体温	37.5℃未満			
白血球数	男性12.5/μL以上 女性12.0/μL以上	男性13.0/μL以上 女性12.5/μL以上	12.0/μL以上 血小板数40万/μL以上 血小板平均体積(MCV)81～100(fL) 血小板分布幅(MPD)34～35(pg) MPD-CV31～36(%)	13.0/μL以上
	血小板数			
				17.0/μL以上 407/μL以下
献血制限値				
献血回数				
200mL献血				
男性とも4週間以内の間隔から				
400mL献血				
男性とも4週間以内の間隔から				
女性とも8週間以内の間隔から				
献血成分				
男性とも8週間以内の間隔から				
女性とも8週間以内の間隔から				
血小板				
男性とも8週間以内の間隔から				
女性とも8週間以内の間隔から				
血小板成分				
男性とも8週間以内の間隔から				
女性とも8週間以内の間隔から				
血小板成分				
男性とも8週間以内の間隔から				
女性とも8週間以内の間隔から				
献血制限値				
献血回数				
200mL・400mL献血を合わせた				
男性 1200回/年以内				
女性 800回/年以内				
献血制限値				
男性 6回/年以内				
女性 3回/年以内				
血小板成分献血1回も200mL献血して				
男性 4回/年以内				
女性 2回/年以内				
献血制限値				
献血回数				
男性 4回/年以内				
女性 2回/年以内				
献血制限値				
献血回数				
男性 4回/年以内				
女性 2回/年以内				

献血についての詳細は日本赤十字社 献血事業協会のパンフレット「献血のしかた」をご覧ください。

昭和天皇記念血液事業基金献血推進賞 授与

当社では各拠点健康部門取りまとめの下、1969年以降61年間にわたり、絶断的に献血に協力した結果、この度、日本赤十字社から「昭和天皇記念献血推進賞」を授与いただきました。7月18日(木) 岐阜市で開催された「第60回献血運動推進全国大会」において日本赤十字社名誉副総裁 秋篠宮皇嗣妃殿下より当社専任会長に賞状とトロフィーを授与いただきました。

本受賞は三菱重工グループ社員一人ひとりの献血への参加と、事業部門・コーポレート・各事業会社の多大な協力、ならびに各地区健康部門の地道な活動によるものであり、皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

今後も、三菱重工グループでは「献血」を通して、患者さんの尊い命を救うボランティア活動に引き続き協力してまいります。献血の協力方法については、ページ下部をご覧ください。

※昭和天皇記念献血推進賞とは

日本赤十字社に下賜された昭和天皇ご遺命を基に「昭和天皇記念血液事業基金」が設立され、功績のあった個人・団体に対し毎年「献血推進賞」「献血学術賞」が授与されています。当社が授与いただいた「昭和天皇記念献血推進賞」は、日本赤十字社の血液事業の中で最高位に位置するものです。



♥献血の協力方法について

○献血ルーム・献血バスを利用して献血に協力する

全国の献血ルーム・献血バスを利用して献血をする際は、団体コードで予約（又は受付で申告）下さい。



MOVE THE WORLD FORWARD

mitsubishi
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP

「献血推進2025」の期間延長について

厚生労働省医薬局血液対策課

1. 経緯

「献血推進2025」を策定した2020年当時は、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響が見通せなかったことから、「中間年である令和5年度を目途に達成目標の実績値を確認し、必要に応じ見直す」こととした。

そのため、令和6年7月1日の献血推進調査会において、これまでの実績を確認して中間評価を行い、現状の把握と今後の方向性について事務局より提示した。

(別紙参照)

今後の方向性について、当調査会において了承いただいたことを受けて、以下2. のとおりとする。

2. 中期目標「献血推進2025」の期間延長について

① 中期目標期間について

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和6年3月29日厚生労働省告示第153号）の対象期間（2024年度から2028年度）と、献血の中期目標期間を合わせることにより、基本方針に基づき国、日本赤十字社、都道府県、市町村等が一体となって献血を推進することが出来るようにするため、「献血推進2025」の目標期間（2021年度から2025年度）を、2028年度まで延長する。

<参考>基本方針と中期目標の関係

血液法基本方針	2003～2008	2008～2013	2013～2019	<u>2019～2023</u>	<u>2024～2028</u>
献血推進の中期目標	2005～2009	2010～2014	2015～2020	<u>2021～2025</u>	<u>～2028 (延長)</u>
	献血構造改革	献血推進 2014	献血推進 2020	<u>献血推進 2025</u>	→ <u>献血推進 2028</u>

② 達成目標について

・当面の間は、各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っていく。

・今後、免疫グロブリン製剤の需要動向の変化など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が起こり得る可能性も踏まえ、引き続き、血液製剤の需要予測を継続して行いながら、必要に応じて献血の中期目標を見直すことについても検討していく。

「献血推進2025」の中間評価について

厚生労働省医薬局血液対策課

1. 概要

将来の血液製剤の安定供給体制を確保するため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を目標期間とする新たな中期目標「献血推進2025」を設定し、献血の推進を図っていくこととしている。

「献血推進2025」の策定時には、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響が見通せなかったことから、「中間年である令和5年度を目途に達成目標の実績値を確認し、必要に応じ見直す」こととしており、今般、これまでの実績を確認して中期目標の中間評価を行う。

2. 「献血推進2025」の令和5年度までの実績

項目	目標の定義	令和7年度 目標値 (2025年度)	令和5年度 実績値 (2023年度)	令和4年度 実績値 (2022年度)	令和3年度 実績値 (2021年度)
若年層の献血者 数の増加	若年層(16歳~ 39歳)の人口に 対する献血者 数の割合(献血 率)	6.7%	5.2%	5.3%	5.4%
	(参考)10代	6.6%	4.7%	4.8%	4.5%
	(参考)20代	6.8%	5.3%	5.5%	5.5%
	(参考)30代	6.6%	5.3%	5.4%	5.5%
安定的な献血の 確保	献血推進活動 に協力いただけ る企業・団体の 数	70,000 社	65,939 社	64,195 社	62,435 社
複数回献血の 推進	年に2回以上献 血された方(複 数回献血者)の 人数	1,200,000 人	1,054,111 人	1,051,670 人	1,049,530 人

献血 Web サービスの利用の推進	献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の登録者の人数	5,000,000 人	3,759,780 人	3,377,319 人	2,955,408 人
-------------------	-----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

- (1) 若年層(16歳~39歳)の人口に対する献血者数の割合(献血率)については、令和4年度、令和5年度とも対前年度比で0.1%低下した。参考値の10代から30代の献血率についても、令和5年度は対前年度比で0.1~0.2%低下した。将来にわたり安定的に血液を確保するためには、引き続き、若年層への働きかけを行っていく必要がある。
- (2) 献血推進活動に協力いただける企業・団体の数(献血サポーター)については、着実に数字を伸ばしてきたが、目標の70,000社には届いていない。引き続き、各企業・団体に働きかけを行っていく必要がある。
- (3) 年に2回以上献血された方(複数回献血者数)については、数字は伸びているが目標の1,200,000人には届いていない。血液の安定供給のために、引き続き、複数回献血者の確保に取り組んでいく必要がある。
- (4) 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の登録者については、着実に登録者数を増やしているが、目標の5,000,000人には届いていない。引き続き、ラブラッドへの登録者を増やし、継続的な献血への協力を呼びかける必要がある。

3. 現状の把握と今後の方向性

(1) 現状

・献血推進2025の各目標値については、令和5年度(2023年度)終了時点において、横ばいまたは少し低下傾向にある項目や順調に数字を伸ばしている項目があるが、いずれも目標値には到達していない状況である。

・一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、献血者への感染防止対策を講ずるとともに献血啓発活動を強化することにより、全体としては必要な献血者数を確保し、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤メーカー向けの原料血漿を滞りなく供給することが出来ている。

(2) 今後の方向性

中期目標の期間延長について

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(基本方針)」(令和6年3月29日厚生労働省告示第153号)の対象期間(2024年度から2028年度)と、献血の中期目標期間を合わせるにより、基本方針に基づき国、日本赤十字社、都道府県、

市町村等が一体となって献血を推進することが出来るようにするため、「献血推進2025」の目標期間（2021年度から2025年度）を、2028年度まで延長することとしたい。

<参考> 基本方針と中期目標の関係

血液法基本方針	2003～2008	2008～2013	2013～2019	<u>2019～2023</u>	<u>2024～2028</u>
献血推進の中期目標	2005～2009	2010～2014	2015～2020	<u>2021～2025</u>	<u>～2028（延長）</u>
	献血構造改革	献血推進2014	献血推進2020	<u>献血推進2025</u>	<u>献血推進2028</u>

達成目標について

・厚生労働科学研究（研究代表者：田中純子 広島大学理事・副学長/疫学&データ解析新領域プロジェクト研究センター長。以下「田中班」という。）において、2025年度の目標献血率を再度算出したところ、前回算出した目標献血率と大きくは変わらなかったことから、「献血推進2025」目標値の修正は不要と考えられた。

・2021年度から2023年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という通常とは異なる状況であったことから、過去3年間の実績を踏まえて今後の動向を予測し、達成目標を見直すことは難しいと考える。

・以上より、当面は各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っていくこととしたい。

・田中班の研究では、2028年度の献血率目標値については、コロナ禍の影響が示唆されることから、2022年以後のデータを元に再度目標値を算出することが必要と考えられた。
今後、免疫グロブリン製剤の需要動向の変化など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が起こり得る可能性も踏まえ、引き続き、血液製剤の需要予測を継続して行いながら、必要に応じて献血の中期目標を見直すことについても検討していきたい。

令和6年度上半期モニタリング結果について

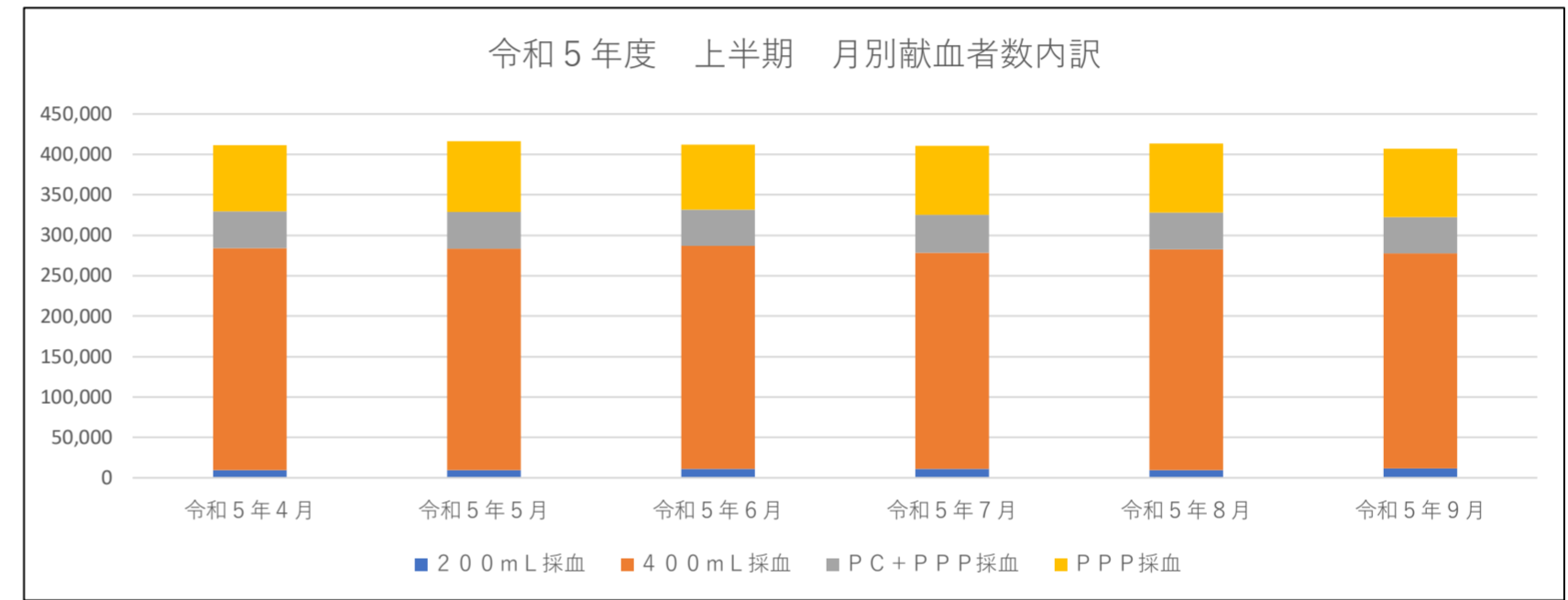
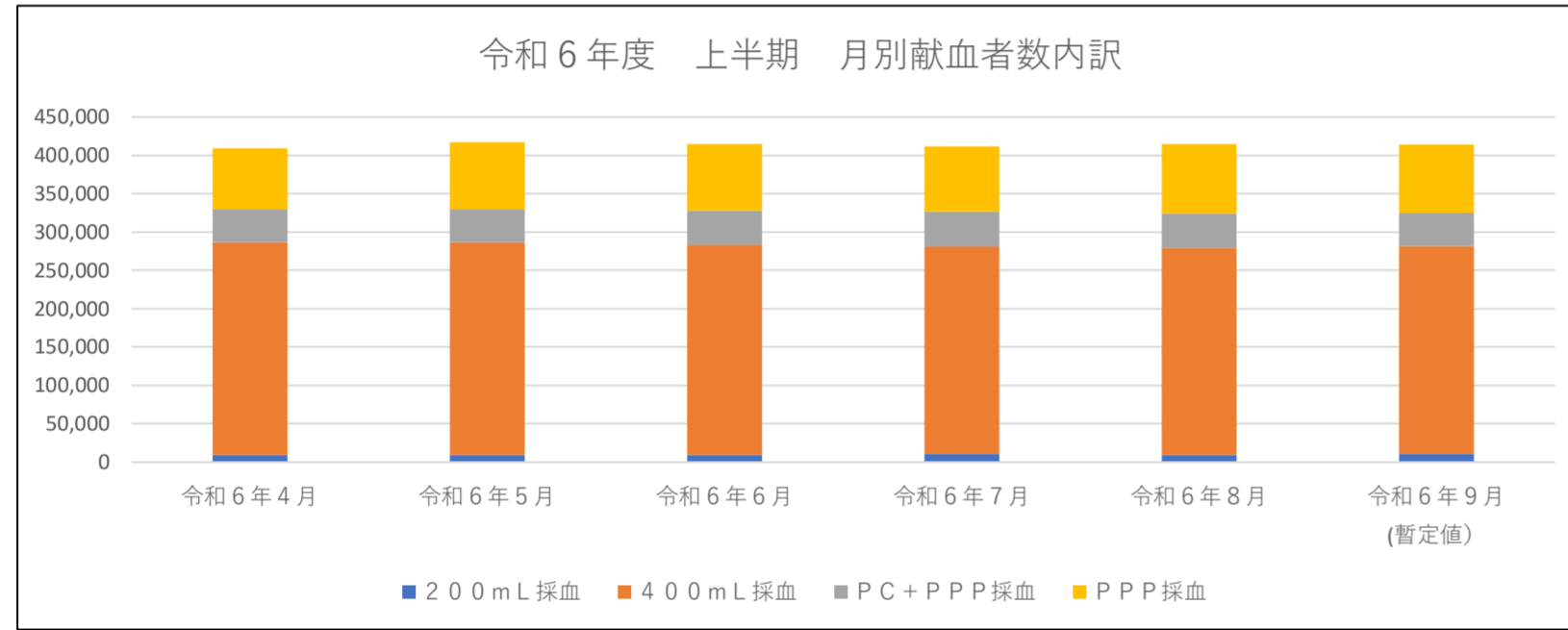
令和6年度第2回献血推進調査会
資料4

1. 原料血漿の確保状況
2. 採血状況

※令和6年9月の数値は暫定値のため、今後数値が変わる場合があります。

(人)

採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和6年4月	令和5年4月	差異	令和6年5月	令和5年5月	差異	令和6年6月	令和5年6月	差異	令和6年7月	令和5年7月	差異	令和6年8月	令和5年8月	差異	令和6年9月 (暫定値)	令和5年9月	差異	令和6年度	令和5年度	差異
200mL採血	9,552	9,798	-246	9,143	9,237	-94	9,284	11,186	-1,902	11,119	10,644	475	9,125	9,192	-67	10,751	11,389	-638	58,974	61,446	-2,472
400mL採血	276,673	273,951	2,722	277,514	273,981	3,533	274,049	275,378	-1,329	269,737	267,792	1,945	270,680	273,197	-2,517	270,777	266,390	4,387	1,639,430	1,630,689	8,741
PC+PPP採血	43,798	45,509	-1,711	43,446	45,341	-1,895	44,726	44,837	-111	45,882	46,594	-712	44,175	46,078	-1,903	43,590	44,924	-1,334	265,617	273,283	-7,666
PPP採血	79,655	82,329	-2,674	86,731	87,948	-1,217	86,375	80,793	5,582	85,304	85,967	-663	90,591	85,224	5,367	89,167	84,262	4,905	517,823	506,523	11,300
合計	409,678	411,587	-1,909	416,834	416,507	327	414,434	412,194	2,240	412,042	410,997	1,045	414,571	413,691	880	414,285	406,965	7,320	2,481,844	2,471,941	9,903

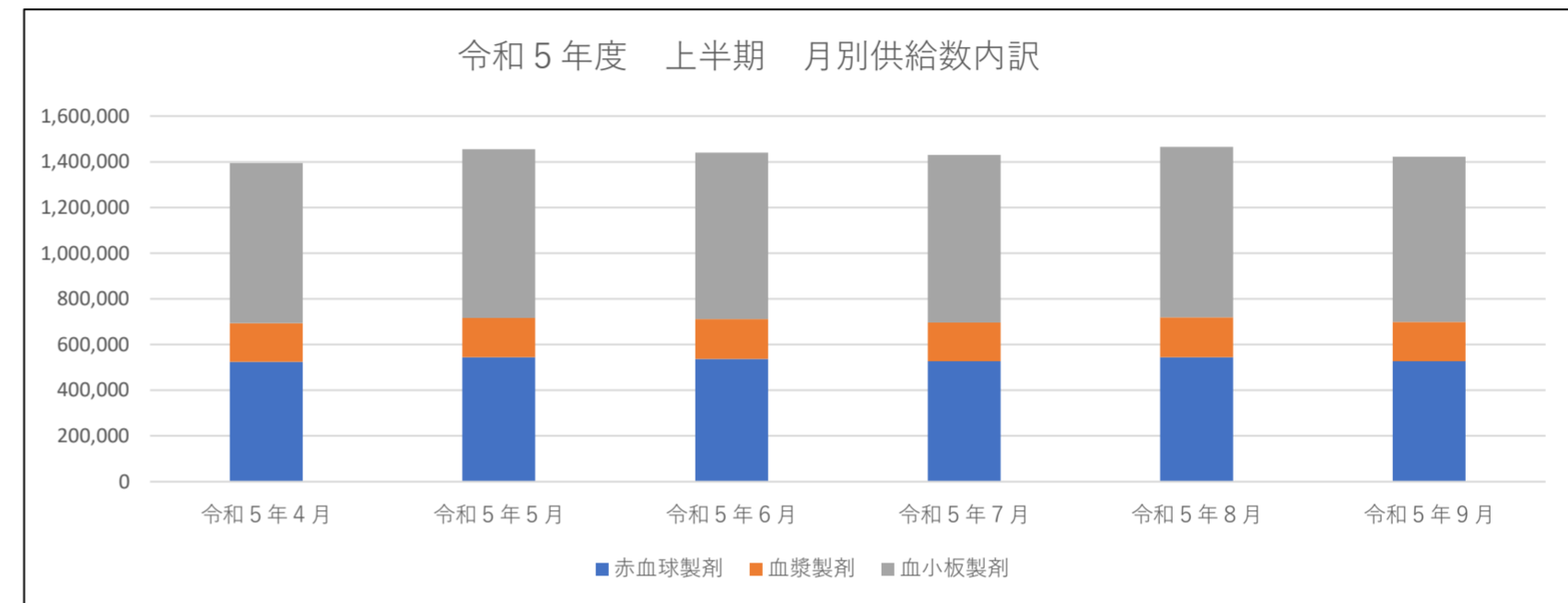
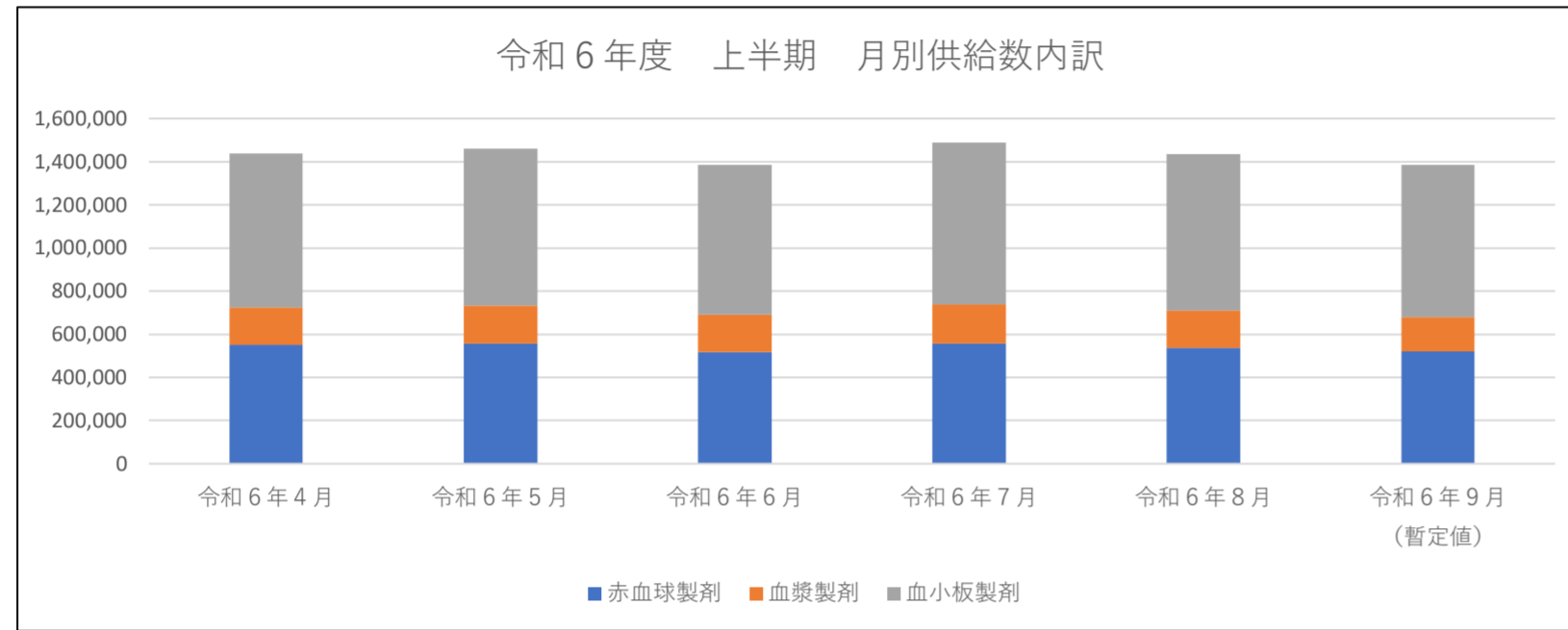


3. 供給状況

※令和6年9月の数値は暫定値のため、今後数値が変わる場合があります。

(単位)

採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和6年4月	令和5年4月	差異	令和6年5月	令和5年5月	差異	令和6年6月	令和5年6月	差異	令和6年7月	令和5年7月	差異	令和6年8月	令和5年8月	差異	令和6年9月 (暫定値)	令和5年9月	差異	令和6年度	令和5年度	差異
赤血球製剤	550,665	523,467	27,198	556,467	545,119	11,348	516,719	536,016	-19,297	555,721	526,847	28,874	537,978	545,454	-7,476	521,070	526,694	-5,624	3,238,620	3,203,597	35,023
血漿製剤	174,265	171,509	2,756	177,213	170,924	6,289	173,283	174,564	-1,281	182,862	169,958	12,904	172,282	174,411	-2,129	159,781	173,366	-13,585	1,039,686	1,034,732	4,954
血小板製剤	714,820	700,470	14,350	728,257	739,815	-11,558	696,524	728,090	-31,566	749,782	732,899	16,883	725,943	744,395	-18,452	705,102	721,480	-16,378	4,320,428	4,367,149	-46,721
合計	1,439,750	1,395,446	44,304	1,461,937	1,455,858	6,079	1,386,526	1,438,670	-52,144	1,488,365	1,429,704	58,661	1,436,203	1,464,260	-28,057	1,385,953	1,421,540	-35,587	8,598,734	8,605,478	-6,744



4. 令和6年度上半期延べ献血者におけるラブラッド会員の割合（令和6年4月～令和6年9月）

I. 令和6年度上半期 累計

会員区分	延べ献血者数		差異
	令和6年上半期	令和5年上半期	
ラブラッド会員	1,982,192	1,900,059	82,133
会員割合	79.9%	76.9%	
非会員	499,652	571,882	-72,230
非会員割合	20.1%	23.1%	
合計	2,481,844	2,471,941	9,903

II. 令和6年度上半期 月別

会員区分	延べ献血者数		差異	延べ献血者数		差異	延べ献血者数		差異	延べ献血者数		差異	延べ献血者数		差異			
	令和6年4月	令和5年4月		令和6年5月	令和5年5月		令和6年6月	令和5年6月		令和6年7月	令和5年7月		令和6年8月	令和5年8月		令和6年9月	令和5年9月	
ラブラッド会員	323,159	311,794	11,365	330,517	320,039	10,478	329,182	312,879	16,303	328,880	317,881	10,999	337,214	322,828	14,386	333,240	314,638	18,602
会員割合	78.9%	75.8%		79.3%	76.8%		79.4%	75.9%		79.8%	77.3%		81.3%	78.0%		80.4%	77.3%	
非会員	86,519	99,793	-13,274	86,317	96,468	-10,151	85,252	99,315	-14,063	83,162	93,116	-9,954	77,357	90,863	-13,506	81,045	92,327	-11,282
非会員割合	21.1%	24.2%		20.7%	23.2%		20.6%	24.1%		20.2%	22.7%		18.7%	22.0%		19.6%	22.7%	
合計	409,678	411,587	-1,909	416,834	416,507	327	414,434	412,194	2,240	412,042	410,997	1,045	414,571	413,691	880	414,285	406,965	7,320

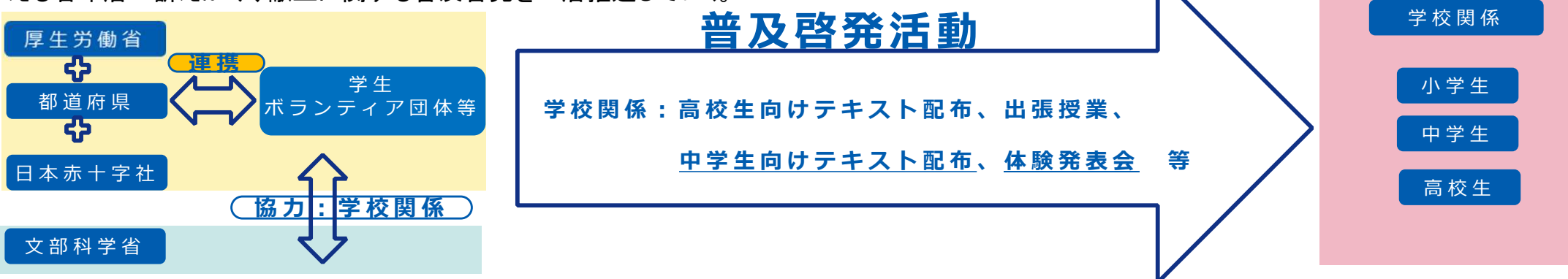
令和7年度概算要求額 20百万円（20百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・ 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会等イベントを開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校の生徒1学年分を対象に発送する。
- ・ 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度にイベント開催に向けた体制を整備する。令和7年度は、好事例の募集・選定を行い体験発表会等イベントを開催し、発表内容を周知することで今後の献血を支える若年層へ訴えかけ、献血に関する普及啓発を一層推進していく。



3 実施主体等

実施主体：国

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の 確保を図るための基本的な方針

令和6年3月29日

厚生労働省告示第153号

改正反映

目 次

前文	1
第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向	1
一 基本的な考え方	
二 国等の責務	
第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し	3
一 輸血用血液製剤	
二 血漿分画製剤	
三 血液製剤代替医薬品等	
第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項	4
一 輸血用血液製剤	
二 医療関係者等に対する啓発等	
第四 献血の推進に関する事項	6
一 献血の普及啓発及び環境整備等	
二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画	
三 献血受入計画	
四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認及び評価	
五 災害時等における献血者の確保	
六 献血者の安全確保等	
第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項	9
一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画	
二 原料血漿の配分	
三 供給危機が発生した場合の対応	
四 血漿分画製剤の輸出等	
第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項	11
一 安全性の向上のための取組	
二 適切かつ迅速な安全対策の実施	
三 安全性の向上のための技術の開発促進及び早期導入	
四 自己血輸血の取扱い	
第七 血液製剤の適正な使用に関する事項	14
一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等	
二 医療機関における取組	
第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項	15
一 血液製剤代替医薬品等に関する事項	
二 血液製剤の表示	
三 血液製剤等の研究開発の推進	
四 血漿分画製剤の課題への対応	
五 血液製剤等の価格等	
六 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化	
七 複数の採血事業者を想定した血液事業の在り方	
八 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応	

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
(平成31年厚生労働省告示第49号、令和6年厚生労働省告示第153号一部改正)

我が国の血液事業については、昭和三十九年の閣議決定、昭和六十年八月の血液事業検討委員会の中間報告等において、全ての血液製剤を国内献血により確保することとされた。しかし、血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）のうち、血漿^{しょう}分画製剤の一部については、未だ全てを外国からの血液に依存しているものもある。このような現状を踏まえ、血液製剤の安定的な供給が確保され、かつ、国内自給の確保が推進されるよう、一層の取組を進めることが必要である。

また、我が国は、過去に血液凝固因子製剤によるヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV」という。）感染という深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後重大な健康被害が生じないように、血液製剤の安全性を向上するための施策を進められることが必要である。

本方針は、これらの経緯等を踏まえ、法第九条第一項の規定に基づき定める血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保するための基本的な方針であり、今後の血液事業の方向性を示すものである。血液事業は、本方針、本方針に基づき国が定める献血推進計画及び需給計画、都道府県が定める都道府県献血推進計画並びに採血事業者が定める献血受入計画に基づいて一体的に進められることが必要である。

本方針は、血液事業を取り巻く状況の変化等に対応する必要があることなどから、法第九条第三項の規定に基づき、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

一 基本的な考え方

血液製剤は献血により得られる血液を原料とする貴重なものであるということについて、まず国民の十分な理解を得ることが必要である。

国、地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者、製造業者及び販売業者をいう。以下同じ。）、医療関係者などの血液事業に関わる者（以下「国等」という。）は、法第四条から第八条までの規定に基づき課せられた責務を確実に果たすとともに、法第三条に掲げられた基本理念の実現に向け、以下の事項を踏まえて、各般の取組を進めることが必要である。

1 安全性の向上

血液製剤は、人の血液を原料としているため、感染症の発生のリスクを有する。科学技術の進歩によって、病原体の発見、その検査法や不活化・除去技術の開発・導入等が可能となり、当該リスクは著しく低減してきているが、完全には排除されておらず、近年でも血液製剤を介した感染症の発生は報告されている。一方で、血液製剤は、医療の領域に多くの成果をもたらすものである。このため、常に最新の科学的知見に基づき、血液の採取から製造、供給、使用に至るまで、安全性の確保及びその向上に向けた不断の努力が必要である。

前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV感染という深甚な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、医薬品医療機器等法第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び法第三十条の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。

2 国内自給及び安定供給の確保

国は、倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造され、外国からの血液に依存しなくても済む体制の構築に取り組むこととする。

また、中期的な需給見通しに基づき、貴重な血液製剤を献血により確保し、医療需要に応じて過不足なく安定的に供給する必要がある。特に、血漿^{しょう}分画製剤については、近年、一部の製品で医療需要が増加していることから、医療需要を過不足なく満たすため、供給量の見通しを踏まえた検討を行った上で、毎年度、需給計画に反映することにより、安定的な供給の確保を図ることとする。

3 適正使用の推進

医療関係者は、血液製剤が献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること及び原料である血液が感染症のリスクを完全には排除できないという特性があることに鑑み、血液製剤の使用を患者に真に必要な場合に限るなど、血液製剤の適正な使用を一層推進する必要がある。

また、国は、地域における血液製剤の確保・適正使用を更に促進するため、

各医療機関における血液製剤の使用実態や災害時等の輸血医療連携体制、各都道府県合同輸血療法委員会における好事例の収集・周知等を行うこととする。

4 公正の確保及び透明性の向上

血液事業を安定的に運営するためには、国民一人一人が、献血に由来する血液製剤を用いた医療が提供されることによって生命と健康が守られているということを理解し、積極的に献血に協力することが重要である。

このため、国等は、献血者の善意に応え、国民の理解と血液事業への参加が得られるよう、国民に対し、献血の推進、血液製剤の安全性や供給の状況、適正使用の推進等の血液事業に係る施策及び血液製剤を用いた医療に関する分かりやすい情報の積極的な提供に努めることが必要である。

こうした取組により、血液事業の公正かつ透明な運営を確保することとする。

二 国等の責務

国等には、法第四条から第八条までの規定により、次のような責務が課されている。

- 1 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。また、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。
- 4 血液製剤の製造販売業者等は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。
- 5 医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であって、安全な血液製剤の安定供給の確保

等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）（以下「血液製剤等」という。）の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、令和十年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

一 輸血用血液製剤

輸血用血液製剤は、昭和四十九年以降、全て国内献血で賄われている。直近五年間でみると、需要は僅かに減少傾向となっている。今後は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者の人口が増加するものの、腹腔鏡下内視鏡手術など出血量を抑えた医療技術の進歩等により、この傾向が続くものと予測しているが、引き続き、国、採血事業者及び製造販売業者は需要を注視するとともに、製造販売業者は我が国の医療需要に応じた供給を確保する必要がある。

二 血漿^{しょう}分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では横ばい傾向にあり、血液凝固第Ⅷ因子製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤（複合体製剤を除く。）の需要は、直近五年間では減少傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

三 血液製剤代替医薬品等

血液凝固第Ⅷ因子製剤、血液凝固第Ⅸ因子製剤等については、血液製剤代替医薬品等として、遺伝子組換え製剤が供給されており、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

一 国内自給のための献血量の確保

1 輸血用血液製剤

国、地方公共団体及び採血事業者は、第二に示した血液製剤についての中期的な需給の見通しを踏まえ、第四に示すとおり、計画的な献血の推進に努め、輸血用血液製剤の国内自給の確保のために必要な献血量を確保することが求められる。

今後も、効率的な献血の受入れや献血者の確保のための取組に加え、輸血用血液製剤の適正使用の推進により、引き続き、医療需要に応じた国内献血による輸血用血液製剤の供給を確保する必要がある。

2 血漿分画製剤

血漿分画製剤についても、第二に示したとおり、中期的に需要の増加が見込まれることも踏まえ、輸血用血液製剤と同様に、国内自給の確保のために必要な献血量を確保することが求められる。

一方、第五に示すとおり、血漿分画製剤の連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料については、これまで利用されずに廃棄されていたものもある。国、採血事業者及び製造販売業者等は、国内の献血により得られた血液が全て有効に利用され、医療需要に応じて、血漿分画製剤として国内に過不足なく供給されるよう、血漿分画製剤の国内自給の確保に向けた製造及び供給のための体制を整備し、血液事業の安定的な運営を通じて、血漿分画製剤の安定供給を確保する必要がある。

このような中期的に需要の増加が見込まれることへの対応や、未利用の中間原料を有効に利用するため、採血事業者及び製造販売業者等は、採血から製造及び供給までに至る全ての段階を通じて、事業の最大限の効率化及び合理化を図る必要がある。

また、採血事業者における令和五年度の採血体制での原料血漿の最大確保量は約百二十五万リットルであるが、採血事業者が検討中の原料血漿の新たな確保策により、令和十年度までには令和五年度と同じ献血者数から約十万里ットルの原料血漿を追加して確保できるようになることが見込まれる。一方、令和十年度には国内の製造販売業者における原料血漿の需要量は百三十六万里ットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿の具体的

な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿^{しょう}の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿^{しょう}の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

国は、血漿^{しょう}分画製剤の国内自給の確保を推進する。このため、血漿^{しょう}分画製剤の原料を外国からの血液に由来するものから国内献血由来に置き換えることにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、国内献血由来である血漿^{しょう}分画製剤の原料を配分することを検討する

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、他製剤の需要は減少傾向にあり、さらに、組織接着剤の国内自給の減少により、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

加えて、国は、原料を輸入に依存している特殊免疫グロブリン製剤について、国内での原料血漿^{しょう}の確保に向けた具体的な方策を検討する。

二 医療関係者等に対する啓発等

国、地方公共団体、採血事業者及び製造販売業者等は、国内献血由来の血液製剤の意義について、医療関係者及び患者等（患者及びその家族をいう。以下同じ。）に対する啓発に取り組むこととする。

医療関係者は、献血により確保されている血液製剤が貴重なものであることを含め、そのような血液製剤について、患者等への分かりやすい情報提供に努めることが重要である。

また、国は、法の施行から一定期間が経過していること及び一部の血液製剤の国内自給の確保が改善していないことなどから、今一度、献血者、医療関係者、関係学会及び患者等をはじめとする国民に向け、国内自給の現状について情報提供を行うとともに、国内自給の確保の必要性を訴えることとする。

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

国、地方公共団体、採血事業者、献血推進協議会、民間の献血推進組織等は、本方針及び第四の二の献血推進計画を踏まえ、協力して、相互扶助及び博愛の精

神に基づき、献血推進運動を展開する必要がある。また、その際には、献血について国民に正確な情報を伝え、その理解と協力を得る必要がある。

輸血用血液製剤の需要は、第二の一で示したとおり、今後も僅かに減少傾向が見込まれるが、血漿^{しょう}分画製剤の需要は、第二の二で示したとおり、今後は増加が見込まれる。一方、今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が見込まれることから、血液製剤の安定供給には引き続き国民一人一人の一層の献血への協力が不可欠であると考えられる。こうした状況に鑑み、献血についての理解を広め、必要な献血者数を確保するため、テレビ、インターネット等の媒体を効果的に用いた献血への複数回の協力を含む普及啓発、集団献血の実施等の献血機会の増加に向けた企業、団体等への働きかけ及び快適な献血ルームなどの環境整備を一層推進する必要がある。

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、民間のボランティア団体等と連携して、小中学生等を含む若年層に対して、「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

また、献血未経験者については、その理由として「針刺しの痛み」、「不安感」、「恐怖感」などが指摘されており、採血事業者は、これらの軽減に取り組む必要がある。加えて、特に、初回献血時に全血採血を選択する献血者に対しては、全血採血には四百ミリリットル全血採血と二百ミリリットル全血採血があること、規則別表第二（以下「採血基準」という。）を満たしていれば、いずれの採血でも安全であることを必ず説明することとする。また、説明を受けた上で、四百ミリリットル全血採血を選択することに不安がある初回献血者には、二百ミリリットル全血採血を選択してもらうこととする。これにより、初回献血時の不安感の軽減が図られるとともに、今後の継続的な献血に繋がることが期待される。

献血は自発的な行為であり、献血者一人一人の心の充足感が活動の大きな柱となっていることから、継続して献血してもらえ環境整備を図ることが重要である。このため、採血事業者は、医療需要に応じた採血区分の採血への協力依頼を禁止するものではないものの、採血の区分（二百ミリリットル全血採血、四百ミリリットル全血採血又は成分採血）について、献血者の意思を尊重して決定すべきである。

二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事

項について、毎年度、薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第五項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

市町村は、国及び都道府県とともに献血推進のための所要の措置を講ずることが重要である。

三 献血受入計画

採血事業者は、法第十一条第一項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、献血受入計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該計画に基づいて事業を実施するに当たっては、献血受入体制を着実に整備し、献血の受入れに関する目標を達成するための措置を講ずることが必要である。例えば、採血時の安全性の確保、事故への対応、献血者の個人情報保護、採血による献血者等の健康被害の補償等、献血者が安心して献血できる環境の整備、採血に際しての血液検査による健康管理サービスの充実及び献血者登録制度による献血者との連携の確保を図ることなどの措置を講ずることが重要である。

また、希少血液の確保に引き続き取り組むことが求められる。

さらに、今後少子化の進展により献血可能人口が減少することから、献血者に配慮した献血受入時間帯を設定するなど、献血者の利便性がより向上するよう、献血受入体制を工夫して整備することが中長期的な課題である。このため、献血者の意見を聴取しながら献血受入体制の整備に向けた方策を検討すべきである。

四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認及び評価

国及び地方公共団体は、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を収集する体制を構築し、必要に応じ、献血推進施策の見直しを行うこととする。

五 災害時等における献血者の確保

災害や新興・再興感染症の発生時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないように、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することとする。

六 献血者の安全確保等

国及び採血事業者は、献血をより一層推進するため、献血者の安全確保に努める必要がある。

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十五条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない。同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

これらに加えて、採血事業者は、採血による健康被害の種類・発生頻度、採血後の注意事項等の献血に関する情報を献血者に周知し、献血後に十分な休憩を取得するよう促すなど、採血による健康被害の未然防止策を実施することとする。

また、献血者に健康被害が生じ、採血事業者が無過失である場合や過失が明らかでない場合には、採血事業者は、別に定めるガイドラインに基づき、迅速に被害補償を行うこととする。

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

輸血用血液製剤については、昭和四十九年以降、全て国内献血により賄われており、引き続き医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

血漿^{しょう}分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十六条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿^{しょう}分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

なお、需給計画については、当該血漿^{しょう}分画製剤の需給動向のみならず、血液製剤代替医薬品等の有無や当該血液製剤代替医薬品等の需給動向、新たな治療法の手法の有無等を考慮し、審議会の意見を聴いて定める。

また、血漿^{しょう}分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十六条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十七条第二項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認め

るときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

二 原料血漿^{しょう}の配分

国は、原料血漿^{しょう}の配分に当たっては、必要に応じて採血事業者と協力し、製造販売業者等から個別に翌年度の血漿^{しょう}分画製剤の需給に係る情報を収集する。その上で、製造販売業者等の製造能力及び製造効率を勘案し、安定供給に必要な血漿^{しょう}分画製剤の適正な水準の製造が確保されるよう、審議会での審議を踏まえ、需給計画において採血事業者から製造販売業者等への原料血漿^{しょう}の配分量及び配分する際の標準価格を定めることとする。

採血事業者は、法第二十六条第七項の規定に基づき、原料血漿^{しょう}の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

国は、現に原料血漿^{しょう}が配分されている製造販売業者等に加え、新たに原料血漿^{しょう}の配分を希望し、これを原料に国内に血漿^{しょう}分画製剤を供給しようとする製造販売業者等に対し、審議会が法の目的及び基本理念を踏まえて決定する配分ルールに従って配分することとする。この場合、外国に製造所を有する製造販売業者等も配分の対象となり得る。

三 供給危機が発生した場合の対応

国は、災害等の場合には、血液製剤の供給に支障を来すことがないように、血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）について、製造販売業者等に在庫状況等を確認し、その結果を踏まえ、広域的な対応が必要と判断した場合には、製造販売業者等による供給を支援する。また、平時より一定程度の在庫確保を要請するとともに、緊急時には代替製剤の増産を要請することにより、その安定供給を確保することとする。

これらの対応に加えて、国は、血漿^{しょう}分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保

するよう努める必要がある。

また、血漿分画製剤の需要増加に伴う供給不足が発生した場合は、国は製造販売業者と緊密に連携し、供給不足に対する最善の対策を検討し、安定供給を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の供給体制等について、製造販売業者等と協議し、必要に応じ、防災計画や医療計画に盛り込むなど、平時から災害等に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害等に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

四 血漿分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を定めることとし、血漿分画製剤の製造販売業者等は、法第二十六条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

一 安全性の向上のための取組

生物由来製品については、その感染のリスク等を踏まえ、原材料の採取及び製造から市販後に至る各段階において、一般の医薬品等における各種基準に加え、医薬品医療機器等法の第十二章生物由来製剤の特例の規定に基づき、以下に掲げる基準等が定められている。このため、血液製剤については、これらの基準等を

柱として、他の医薬品等と比べてより慎重な管理を行うなど、一層の安全性の確保が求められている。

- 1 保健衛生上の観点から定める原料等及び品質等に関する基準（生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）及び生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号））
- 2 構造設備、製造管理及び品質管理の方法について、その特性に応じた基準（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第八条、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十九号）第二十八条）
- 3 直接の容器又は直接の被包等において、感染のリスク等を有することから適正に使用すべき医薬品等であることを明らかにするため、安全性の確保に関し必要な表示を行うこと（医薬品医療機器等法第六十八条の十七）。
- 4 病原体の混入が判明した場合に遡及調査を速やかに講ずることを可能とするため、製造販売業者、販売業者及び医療関係者は必要な事項について記録を作成し、保存すること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十二）。また、製造業者は、特定生物由来製品について、遡及調査のために必要な量を、他の医薬品等と比べてより長期間、適切に保存すること（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第二十八条）。
- 5 生物由来製品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売をし、又は承認を受けた生物由来製品又は当該生物由来製品の原料による感染症に関する最新の知見に基づき当該生物由来製品を評価し、その成果について、厚生労働大臣に感染症定期報告を行わなければならないこと（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第一項）。
- 6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項）。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること（法第三十条）。
- 7 医療関係者は、特定生物由来製品の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者等に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十一）。

以上の基準等とともに、血液製剤の一層の安全性の確保を図るため、国、地方公共団体及び採血事業者は、献血者に対し、検査を目的とした献血を行わないよ

う、あらかじめ周知徹底することとする。また、採血事業者は、血液製剤を介して感染症等が発生するリスクをできる限り排除するために、献血時における問診の充実を図るなど血液製剤の安全性の向上に協力することとする。さらに、医療関係者は、血液製剤の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、医薬品医療機器等法第六十八条の九第一項の規定に基づき、血液製剤の使用によって保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知ったときは、これを防止するために必要な措置を速やかに講じなければならない。医療関係者及び販売業者等は、同条第二項の規定に基づき、製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者が行うこれらの必要な措置の実施に協力するよう努めなければならない。

製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項の規定に基づき、医療関係者は同条第二項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる副作用、感染症の発生等を知ったときは、その旨について、厚生労働大臣に速やかに報告（以下「副作用等報告」という。）を行わなければならない。なお、製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、副作用等報告に際して遡及調査を行う必要がある。

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品医療機器等法第六十九条の三の規定に基づく血液製剤の販売等の一時停止、医薬品医療機器等法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに医薬品医療機器等法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

厚生労働大臣は、審議会において、その委員等と感染症定期報告、副作用等報告による血液製剤の安全性に関する情報を遅滞なく共有するとともに、国民及び医療関係者に対し適切かつ迅速に情報を公開し、提供することとする。情報の提供に当たっては、患者等に対する不利益や偏見、差別に配慮することとする。

国は、安全対策を実施するための体制について、製造販売業者等、採血事業者

及び医療関係者の協力を得て、感染症に関する情報、安全技術の開発動向、海外の制度等を参照しながら、必要に応じて検討することとする。

三 安全性の向上のための技術の開発促進及び早期導入

製造販売業者等は、病原体の不活化・除去技術の向上、より高感度かつ高精度の検査方法の開発等を通じ、より安全性の高い血液製剤の開発等に努めることが必要である。

また、国は、血液製剤の安全性の向上に係る技術に関する情報を収集し、技術開発を支援し、採血事業者、製造販売業者及び製造業者がそれらの技術を早期導入するように指導することとする。

四 自己血輸血の取扱い

輸血用血液製剤により感染症、免疫学的副作用等が発生するリスクは、完全には否定できない。このため、院内での実施管理体制が適正に確立されている場合には、自己血輸血が推奨されており、国は、血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針において、自己血輸血の取扱いを医療機関に示しており、医療関係者は、当該指針に沿って適切に行う必要がある。

また、自己血輸血を除き、院内血輸血は、安全性の問題等があることから、原則として行うべきではない。

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

国は、血液製剤の使用適正化及び輸血療法の適正化を図るために策定した各種指針の改定を適宜行うとともに、その普及を図る。また、医療関係者に対する教育等を通じて、血液製剤の適正使用を働きかけていく。さらに、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査を行い、適正使用の推進のための効果的な方法を検討し、必要に応じて、適正使用の推進のための方策を講ずる。

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、合同輸血療法委員会の積極的な活用、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

二 医療機関における取組

医療関係者は、医療機関における血液製剤の管理体制を整備し、その使用状況を把握するとともに、血液製剤の特徴を十分に理解し、患者に真に必要な場合に限って血液製剤を使用するなど、適正使用に努める。

また、患者等に対し、血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正使用のために必要な事項に関して適切かつ十分な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、血液製剤の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得る

こととする。

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

血液製剤代替医薬品等の製造及び供給は、血液製剤の需給動向に重要な影響を与えるため、第五に示したとおり、計画的に行うこととしている。

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。

また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、患者等に丁寧な説明を行うことが望ましい。

二 血液製剤の表示

投与される血液製剤の原料の由来に係る患者等の知る権利を確保するため、製造販売業者等は、医薬品医療機器等法第六十八条の十七の規定に基づき、直接の容器又は直接の被包に、採血国及び献血又は非献血の区別を表示しなくてはならない。また、医療関係者が患者等に対し、できる限りこれらの説明をしやすくな

るよう、国、製造販売業者等及び医療関係者は、例えば、血漿^{しょう}分画製剤の説明文を用意したり、その説明に薬剤師等を活用したりするなど、環境整備を進める必要がある。

三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製剤等の安全性・有効性の高い治療方針、血液製剤代替医薬品等の研究開発を支援する。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

四 血漿^{しょう}分画製剤の課題への対応

血漿^{しょう}分画製剤の国内自給、製造販売業者等の収益の改善、貴重な献血由来の

原料血漿^{しょう}の有効活用等を図るための多角的な研究を行い、審議会等における議論を踏まえて、国、採血事業者及び製造販売業者が連携して対応する。

五 血液製剤等の価格等

1 輸血用血液製剤

輸血用血液製剤に係る血液事業は、原料の採血から製剤の検査、製造、供給に至るまで、現在は唯一の採血事業者かつ製造販売業者でもある事業者が実施しており、競争原理が働いていない。このため、当該事業者は、血液事業の運営に支障を来さないことを前提として、輸血用血液製剤を供給するまでの各工程で無駄がないかなどを検証し、コスト削減に努めることにより、少しでも安価な製剤を供給できるよう努力をする必要がある。

2 原料血漿

採血事業者及び製造業者は、血液事業の運営に支障を来さないことを前提として、原料血漿を供給するまでの各工程で無駄がないかなどを検証し、コスト削減に努めることにより、少しでも安価な原料血漿を供給できるよう努力をする必要がある。

また、国は、需給計画の策定時における原料血漿の標準価格（以下「標準価格」という。）の計算方式の改善、原料血漿の配分量及び標準価格の複数年契約化等による標準価格の在り方そのものの見直しなどについて、採血事業者及び血漿分画製剤の製造販売業者等の協力を得て検討を行う。

3 血漿分画製剤

多くの血漿分画製剤（血液製剤代替医薬品等を含む。以下同じ。）は、薬価収載されて以降三十年を超えて医療現場に安定的に供給され、我が国の医療に貢献している一方、薬価が下落し続けている状況にある。加えて、我が国の血漿分画製剤の需要に応じた血漿成分採血比率の上昇による原料血漿の価格の上昇又は為替レートの変動による原料価格の上昇などにより、血漿分画製剤の製造販売業者の収益が強く圧迫されていることが懸念される。

安定供給が求められる血漿分画製剤の供給が、採算性の低下によって支障

を来さないよう、十分配慮することが必要である。

国、製造販売業者、卸売販売業者、医療機関及び薬局は、医療に不可欠な血

漿^{しょう}分画製剤の価値に見合った価格設定により、単品単価による取引を推進する必要がある。

六 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化

国、採血事業者、血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

七 複数の採血事業者を想定した血液事業の在り方

国は、国内自給及び安定供給の確保、献血者の健康保護、献血者が採血事業者を選択できる選択権の確保等を念頭に、審議会及び製造販売業者等の関係者の意見を聴いて、新たな採血事業者の参入環境を整備していく必要がある。

八 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応

今後の献血可能人口の減少やライフスタイルの多様化を見据え、献血の推進及び血液の有効活用の観点から、国は採血基準の見直しについて、採血事業者は献血可能時間の延長や健康管理の向上について検討するとともに、企業等の団体による献血協力の推進が望まれる。